



# 栃木県公報

平成29年  
3月21日(火)  
第2869号

## 目次

### 告 示

○栃木県一般会計補正予算等	247
○生活保護法による指定介護機関の指定	251
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	252
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	255
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	256
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	256
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	257
○同	257
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更	258

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	258
○土地改良区役員の退就任	259
○県営土地改良事業に係る換地処分	260
○同	260
○公共測量の実施	260
○公共測量の終了	260
○開発行為の工事完了	261

#### 選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	261
-----------------------------	-----

#### 宇都宮市街地開発組合

○第226回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会	262
○平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第2号)	262
○平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算	263

## 告 示

### 栃木県告示第125号

平成28年度栃木県一般会計補正予算(第4号)等については、平成29年3月10日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 平成28年度栃木県一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算は、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、県税、地方消費税清算金、地方交付税、国庫支出金等について増減額するとともに、歳出不用額の整理等を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、409億5,700万円の減額となり、既定予算が8,466億4,025万円であったので、補正後の予算総額は、8,056億8,325万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	253,500,000	△ 10,000,000	243,500,000
2 地方消費税清算金	80,022,000	△ 10,125,000	69,897,000
3 地方譲与税	32,800,000		32,800,000
4 地方特例交付金	800,000	38,562	838,562
5 地方交付税	119,800,000	3,295,645	123,095,645
6 交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7 分担金及び負担金	4,060,411	△ 1,102,428	2,957,983
8 使用料及び手数料	11,488,430		11,488,430
9 国庫支出金	103,849,524	△ 11,066,245	92,783,279
10 財産収入	1,588,045	57,959	1,646,004
11 寄附金	105,466	36,886	142,352
12 繰入金	25,491,207	△ 3,616,024	21,875,183
13 繰越金	3,141,399	5,348,318	8,489,717
14 諸収入	105,720,768	△ 5,232,673	100,488,095
15 県債	103,573,000	△ 8,592,000	94,981,000
合 計	846,640,250	△ 40,957,000	805,683,250

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,503,874	△ 20,000	1,483,874
2 総務費	35,267,162	3,362,720	38,629,882
3 民生費	103,316,783	△ 5,285,164	98,031,619
4 衛生費	63,690,269	△ 3,777,721	59,912,548
5 労働費	2,133,724	△ 117,605	2,016,119
6 農林水産業費	45,870,051	△ 7,687,394	38,182,657
7 商工費	80,284,592	20,448	80,305,040
8 土木費	85,468,123	△ 8,039,146	77,428,977
9 警察費	48,108,134	△ 1,158,771	46,949,363
10 教育費	186,273,434	△ 4,049,750	182,223,684
11 災害復旧費	5,812,633	△ 3,484,193	2,328,440
12 公債費	105,613,471	△ 2,934,424	102,679,047
13 諸支出金	82,498,000	△ 7,786,000	74,712,000
14 予備費	800,000		800,000

合 計	846,640,250	△ 40,957,000	805,683,250
-----	-------------	--------------	-------------

## (3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	204,377,387	△ 2,539,014	201,838,373
2 公 共 事 業 費	66,364,412	△ 8,577,634	57,786,778
3 建 設 事 業 費	67,261,335	△ 7,555,901	59,705,434
4 公 債 償 還 費	105,613,471	△ 2,934,424	102,679,047
5 主 要 義 務 費	122,233,430	△ 3,774,002	118,459,428
6 税 交 付 金 等	82,498,000	△ 7,786,000	74,712,000
7 一 般 行 政 費	85,027,032	792,696	85,819,728
8 受 託 事 務 費	2,091,872	△ 366,550	1,725,322
9 県 単 補 助 金	12,672,422	△ 944,123	11,728,299
10 県 単 貸 付 金	86,161,276	△ 1,089,565	85,071,711
11 災 害 復 旧 費	5,737,012	△ 3,476,106	2,260,906
12 直 轄 事 業 負 担 金	6,602,601	△ 2,706,377	3,896,224
合 計	846,640,250	△ 40,957,000	805,683,250

## (4) 主な事業の内容

- ・ 職員費 △ 2,539百万円
- ・ 退職手当 △ 1,531百万円
- ・ 公債償還費 △ 2,934百万円
- ・ 税交付金等 △ 7,786百万円
- ・ 基金積立金 4,735百万円
- ・ 県単貸付金 △ 1,090百万円
- ・ 公共事業費 △ 8,578百万円
- ・ 建設事業費 △ 7,556百万円
- ・ 災害復旧事業費 △ 3,476百万円
- ・ 直轄事業負担金 △ 2,706百万円 など

## 2 平成28年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は1億6,552万円の減額となり、既定予算が67億6,106万円であったので、補正後の予算総額は、65億9,554万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	3,068,997	△ 67,217	3,001,780
2 使 用 料 及 び 手 数 料	279		279
3 国 庫 支 出 金	811,000	△ 120,742	690,258
4 繰 入 金	1,051,362	△ 7,551	1,043,811
5 繰 越 金	465,604	27	465,631

6	諸	収	入	1,021,469	96,463	1,117,932
7	県		債	338,100	△ 66,500	271,600
8	財	産	収	4,249		4,249
	合		計	6,761,060	△ 165,520	6,595,540

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)	
1	流域下水道事業費	5,766,134	△ 157,782	5,608,352
2	公債費	994,926	△ 7,738	987,188
	合 計	6,761,060	△ 165,520	6,595,540

## 3 平成28年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	5,065,000	△ 435,000	4,630,000	5,011,000	△ 324,000	4,687,000
資本的収支	657,000	1,000	658,000	910,000	1,000	911,000
計	5,722,000	△ 434,000	5,288,000	5,921,000	△ 323,000	5,598,000

## 4 平成28年度栃木県電気事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,227,000	2,170	2,229,170	2,174,000	△ 5,950	2,168,050
資本的収支	225,000		225,000	882,000	△ 40	881,960
計	2,452,000	2,170	2,454,170	3,056,000	△ 5,990	3,050,010

## 5 平成28年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,112,000	21,170	2,133,170	1,888,000	23,330	1,911,330
資本的収支	1,000		1,000	1,448,000		1,448,000
計	2,113,000	21,170	2,134,170	3,336,000	23,330	3,359,330

## 6 平成28年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、共有設備費分担額の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	747,000	19,840	766,840	641,000	53,270	694,270
資 本 的 収 支	20,000		20,000	298,000		298,000
計	767,000	19,840	786,840	939,000	53,270	992,270

7 平成28年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、資産減耗費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	1,227,000	△ 6,790	1,220,210	1,085,000	21,090	1,106,090
資 本 的 収 支	2,428,000	△ 7,000	2,421,000	4,262,480	△ 8,280	4,254,200
計	3,655,000	△ 13,790	3,641,210	5,347,480	12,810	5,360,290

8 平成28年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、一般会計負担金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	444,000	1,930	445,930	423,000	1,110	424,110
資 本 的 収 支	750,000		750,000	816,000		816,000
計	1,194,000	1,930	1,195,930	1,239,000	1,110	1,240,110

(財政課)

栃木県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	さくら薬局	栃木市片柳町1- 15-23	居宅療養管理 指導

平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	つばめ薬局	栃木市沼和田町 41-38	居宅療養管理 指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	しらかば薬局	栃木市錦町7-48	居宅療養管理 指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	コスモ薬局大平店	栃木市大平町富田 5-227	居宅療養管理 指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	ハクバ調剤薬局	佐野市高砂町42	居宅療養管理 指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	きすげ薬局	日光市石屋町2- 6	居宅療養管理 指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	すぎなみ薬局	日光市荊沢600-35	居宅療養管理 指導
平成29年 1月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	ファーマシー中山 那須店	大田原市中田原 868-10	居宅療養管理 指導

## 2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
平成28年 12月1日	社会福祉法人日光福 栄会	日光市木和田島3008-11	居宅介護支援事業所 きわだの郷	日光市木和田島3008-11

## 3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	さくら薬局	栃木市片柳町1- 15-23	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	つばめ薬局	栃木市沼和田町 41-38	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	しらかば薬局	栃木市錦町7-48	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	コスモ薬局大平店	栃木市大平町富田 5-227	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	ハクバ調剤薬局	佐野市高砂町42	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	きすげ薬局	日光市石屋町2- 6	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 2月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	すぎなみ薬局	日光市荊沢600-35	介護予防居宅 療養管理指導
平成29年 1月1日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	ファーマシー中山 那須店	大田原市中田原 868-10	介護予防居宅 療養管理指導



生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

## 1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成28年12月1日	ナカムラアクティ株式会社	小山市城山町二丁目1番2号	リハアクティ（リハプライド・小山）	小山市城山町二丁目1番2号	地域密着型通所介護
平成29年2月15日	株式会社太陽	小山市羽川76番地	福祉レンタルたいよう	小山市犬塚6丁目17-1 サンスマイル小山3階（小山市羽川76番地）	福祉用具貸与
平成28年7月1日	株式会社ミック	静岡県藤枝市駿河台二丁目17番15号	エムハート薬局もおか店（イエロー・グリーン薬局もおか店）	真岡市下高間木1-13-7	居宅療養管理指導
平成28年8月1日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中原区名駅三丁目28番12号大名古屋ビルヂング30階（静岡県藤枝市駿河台二丁目17番15号）	エムハート薬局もおか店	真岡市下高間木1-13-7	居宅療養管理指導
平成28年12月1日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野2番地19	サクラケアラーくろいそ	那須塩原市佐野2番地19（那須塩原市末広町64番地62）	訪問介護
平成29年1月10日	株式会社キガ	宇都宮市平出町1043番地3	株式会社キガ那須営業所	那須塩原市三区町504番地8（那須塩原市高柳71）	福祉用具貸与

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

## 2 居宅介護支援事業者

変更年月日	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成28年12月1日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野2番地19	居宅介護支援事業所リアン	那須塩原市佐野2番地19（那須塩原市豊町13番地14）

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

## 3 特定福祉用具販売事業者

変 更 年 月 日	特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 者		特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成29年 2月15日	株式会社太陽	小山市羽川76番地	福祉レンタルたいよう	小山市犬塚6丁目17-1 サンスマイル小山3階(小山市羽川76番地)
平成29年 1月10日	株式会社キガ	宇都宮市平出町1043番地3	株式会社キガ那須営業所	那須塩原市三区町504番地8 (那須塩原市高柳71)

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

## 4 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 12月1日	ナカムラアクティ株式会社	小山市城山町二丁目1番2号	リハアクティ (リハプライド・小山)	小山市城山町二丁目1番2号	介護予防通所介護
平成29年 2月15日	株式会社太陽	小山市羽川76番地	福祉レンタルたいよう	小山市犬塚6丁目17-1 サンスマイル小山3階 (小山市羽川76番地)	介護予防福祉用具貸与
平成28年 7月1日	株式会社ミック	静岡県藤枝市駿河台二丁目17番15号	エムハート薬局もおか店 (イエロー・グリーン薬局もおか店)	真岡市下高間木1-13-7	介護予防居宅療養管理指導
平成28年 8月1日	株式会社ミック	愛知県名古屋市中区名駅三丁目28番12号大名古屋ビルヂング30階 (静岡県藤枝市駿河台二丁目17番15号)	エムハート薬局もおか店	真岡市下高間木1-13-7	介護予防居宅療養管理指導
平成28年 12月1日	株式会社ビッグワン	那須塩原市佐野2番地19	サクラケアラーくろいそ	那須塩原市佐野2番地19 (那須塩原市末広町64番地62)	介護予防訪問介護
平成29年 1月10日	株式会社キガ	宇都宮市平出町1043番地3	株式会社キガ那須営業所	那須塩原市三区町504番地8 (那須塩原市高柳71)	介護予防福祉用具貸与

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

変 更 年 月 日	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 事 業 者		特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地



平成29年 2月15日	株式会社太陽	小山市羽川76番地	福祉レンタルたいよ う	小山市犬塚6丁目17- 1 サンスマイル小山3 階(小山市羽川76番地)
平成29年 1月10日	株式会社キガ	宇都宮市平出町1043番 地3	株式会社キガ那須営 業所	那須塩原市三区町504番 地8 (那須塩原市高柳 71)

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

### 栃木県告示第128号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 居宅介護事業者

廃止 年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の 種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年 1月31日	株式会社ピノキオ ファーマシーズ	宇都宮市東宿郷4 丁目1-17相生ビル	ピノキオファーマ シーズ足利店	足利市五十部町 290-2	居宅療養管理 指導
平成28年 4月30日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸 の内1-9-1	日本調剤下都賀薬 局	栃木市湊町4-13	居宅療養管理 指導
平成28年 9月30日	株式会社ピュア・ ライフ	小山市横倉新田 276番地4	さくらデイサービ ス小山	小山市横倉428番 地7	通所介護
平成28年 1月31日	株式会社TLC	矢板市片岡584番 地2	烏山ケアステージ とちの木	那須烏山市神長 487-5	訪問介護
平成28年 10月31日	株式会社アイン ファーマシーズ	北海道札幌市白石 区東札幌五条2丁 目4-30	アイン薬局上三川 店	河内郡上三川町上 三川2269-6	居宅療養管理 指導
平成28年 9月30日	株式会社アイセイ 薬局	東京都千代田区丸 の内2-2-2	アイセイ薬局野木 店	下都賀郡野木町野 渡243-2	居宅療養管理 指導

#### 2 居宅介護支援事業者

廃止 年月日	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成28年 1月31日	株式会社TLC	矢板市片岡584番地2	烏山ケアステージと ちの木	那須烏山市神長487-5

#### 3 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成29年1月31日	株式会社ピノキオファーマシーズ	宇都宮市東宿郷4丁目1-17相生ビル	ピノキオファーマシーズ足利店	足利市五十部町290-2	介護予防居宅療養管理指導
平成28年4月30日	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤下都賀薬局	栃木市湊町4-13	介護予防居宅療養管理指導
平成28年9月30日	株式会社ピュア・ライフ	小山市横倉新田276番地4	さくらデイサービス小山	小山市横倉428番地7	介護予防通所介護
平成29年1月31日	株式会社DAIKI	小山市犬塚32番地113	リハプライド・犬塚	小山市犬塚5丁目2番地35	介護予防通所介護
平成28年1月31日	株式会社TLC	矢板市片岡584番地2	烏山ケアステージとちの木	那須烏山市神長487-5	介護予防訪問介護
平成28年10月31日	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4-30	アイン薬局上三川店	河内郡上三川町上三川2269-6	介護予防居宅療養管理指導
平成28年9月30日	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内2-2-2	アイセイ薬局野木店	下都賀郡野木町野渡243-2	介護予防居宅療養管理指導

(保健福祉課)

### 栃木県告示第129号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
高瀬小児科医院	さくら市氏家1916	仲澤 博子	平成29年2月17日
高橋眼科	栃木市岩舟町大字静843	高橋 直人	平成29年2月23日

#### 2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
みなみ薬局	佐野市堀米町603-17	MKメディカルサプライ株式会社	平成29年2月22日
とちぎ薬局石橋店	下野市石橋964-1	株式会社ジェイピー	平成29年3月1日
タケムラ薬局	佐野市浅沼町871	有限会社タケムラメディカル・サプライ	平成29年3月3日

### 栃木県告示第130号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

## 1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
とちぎ薬局石橋店	下野市石橋964-1	株式会社ジェイピー	平成29年3月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
フレアス訪問看護ステーション宇都宮	宇都宮市東今泉2-3-33 宇都宮グリーンハイツ1号棟102号	株式会社フレアス	平成28年1月1日

(健康増進課)

## 栃木県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
オリーブ薬局	佐野市浅沼町848-2	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	平成29年 3月1日	精神通院医療
ふれあい薬局	佐野市赤見町1137	エムシー関東株式会社 代表取締役 植竹 一雅	平成29年 3月1日	精神通院医療
石橋調剤薬局	下野市石橋966-1	有限会社小山調剤センター 代表取締役 伊沢 一郎	平成29年 3月1日	精神通院医療
コスモ薬局	佐野市犬伏新町1306-8	株式会社メディケーションズ・ファルコン 代表取締役 早房 弘太	平成29年 3月1日	精神通院医療
はやぶさ薬局	足利市堀込町1659-2	株式会社メディケーションズ・ファルコン 代表取締役 早房 弘太	平成29年 3月1日	精神通院医療

## 栃木県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

## 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
オリーブ薬局	佐野市浅沼町848-2	株式会社エフアンドエフ	平成29年3月1日	育成医療及び更生医療
もみの木薬局	佐野市植上町1728-1	株式会社エフアンドエフ	平成29年3月1日	育成医療及び更生医療

## 栃木県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
石橋調剤薬局	下野市石橋966番地1（下野市石橋623-5）	有限会社小山調剤センター	平成29年3月1日	育成医療及び更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

（障害福祉課）

**公 告**

## ○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年7月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月21日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイトさくら西店  
さくら市馬場字金井181番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ダイユーエイト  
福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社ダイユーエイト
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年11月10日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,296㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数  
駐車場 170台  
駐輪場 84台
- 荷さばき施設の面積  
48㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量  
24㎡
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前6時30分  
閉店時刻 午後9時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前6時から午後9時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 13 届出年月日  
平成29年3月9日
- 14 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
風見上平土地改良区	理 事	磯 邦雄		塩谷郡塩谷町大字風見1172	29.3.1	
三 和土地改良区	理 事	木村 正義		足利市板倉町688	27.11.28	
	〃	石川 英一		〃 〃 506	〃	
	〃	岩下 武男		〃 〃 3	〃	
	〃	桑澤久次郎	桑澤久次郎	〃 〃 867-5	〃	27.11.29
	〃	近藤 英一	近藤 英一	〃 〃 335-1	〃	〃
	〃	石川 富三	石川 富三	〃 〃 333	〃	〃
	〃	三俣 富司	三俣 富司	〃 〃 1206	〃	〃
	〃	堀江 政次	堀江 政次	〃 〃 1409-1	〃	〃
	〃	入江 泰三	入江 泰三	〃 〃 143-1	〃	〃
	〃	古暮 智一	古暮 智一	〃 〃 138-13	〃	〃
	〃	島村 誠	島村 誠	〃 〃 1422-1	〃	〃
	〃	江原 啓一	江原 啓一	〃 栗谷町636-1	〃	〃
	〃	田米開利男	田米開利男	〃 〃 380	〃	〃
	〃	和田 泰	和田 泰	〃 〃 104	〃	〃
	〃	和田戦太郎	和田戦太郎	〃 〃 431-2	〃	〃
	〃	金井 達夫	金井 達夫	〃 〃 62-5	〃	〃
	〃	星野 純一	星野 純一	〃 松田町675-3	〃	〃
〃	下山 祐司	下山 祐司	〃 〃 580	〃	〃	
〃		下山 静昭	〃 板倉町974		〃	
〃		近藤 忠光	〃 〃 262		〃	

理 事		和田 實	足利市栗谷町314		27.11.29
監 事	近藤 禎男		〃 板倉町297-1	27.11.28	
〃	堀江 有		〃 〃 1450	〃	
〃	和田 實		〃 栗谷町314	〃	
〃		近藤真一郎	〃 板倉町208		27.11.29
〃		浜岡 久雄	〃 〃 149		〃
〃		増田 善弘	〃 名草下町248		〃

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営明神地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日  
平成29年3月9日
- 2 換地処分の内容  
平成28年12月27日付け栃木県告示第643号で公告した換地計画のとおり。

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小倉地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日  
平成29年3月9日
- 2 換地処分の内容  
平成28年12月27日付け栃木県告示第643号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（MMS計測 地図編集）
- 2 作業地域  
下野市内
- 3 作業期間  
平成29年3月9日から同月24日まで

○公共測量の終了



平成28年3月11日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（MMS計測 数値地形図データ更新）
- 2 作業地域  
下野市内
- 3 作業期間  
平成28年1月28日から同年3月25日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年3月21日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市西高間木字桑原451番、453番、454番、455番1、467番、514番、515番1、515番3、516番1、517番、518番、519番、521番1、522番1	真岡市西高間木515番地	学校法人牧が丘学園
芳賀郡芳賀町大字下延生字前畑495番1の一部、1641番4の一部 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字下延生字前畑495番1地先	芳賀郡芳賀町大字下延生1641番地	学校法人城興寺学園

（都市計画課）

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第14号

平成29年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年3月21日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
33,025人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
306,404人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,281人

4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	42,013人
栃 木 市 選 挙 区	45,316人
佐 野 市 選 挙 区	33,599人
鹿 沼 市 選 挙 区	27,726人
日 光 市 選 挙 区	24,425人
小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区	52,086人
真 岡 市 選 挙 区	21,606人
大 田 原 市 選 挙 区	20,183人
矢 板 市 選 挙 区	9,454人
那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区	39,899人
さ くら 市 ・ 塩 谷 郡 選 挙 区	23,839人
那 須 烏 山 市 ・ 那 珂 川 町 選 挙 区	12,984人
下 野 市 選 挙 区	16,548人
芳 賀 郡 選 挙 区	18,477人
壬 生 町 選 挙 区	11,031人

**宇都宮市街地開発組合**

**宇都宮市街地開発組合告示第2号**

平成29年3月13日招集した第226回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月13日閉会した。

議決事項は、次のとおりである。

平成29年3月21日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

第1号議案 平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）

第2号議案 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

**宇都宮市街地開発組合告示第3号**

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）については、平成29年3月13日成立の結果、次のとおりである。

平成29年3月21日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

平成28年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算（第2号）

平成28年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,654,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		1,613,405	△2,920	1,610,485
	1 財産運用収入	364,141	△2,920	361,221
歳入合計		1,657,386	△2,920	1,654,466

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,645,780	△2,920	1,642,860
	1 総務管理費	1,645,585	△2,920	1,642,665
歳出合計		1,657,386	△2,920	1,654,466

## 宇都宮市街地開発組合告示第4号

平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算は、平成29年3月13日成立の結果、次のとおりである。

平成29年3月21日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福田 富一

## 平成29年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

平成29年度宇都宮市街地開発組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 財産収入		17,546
	1 財産運用収入	11,526
	2 財産売却収入	6,020
3 繰入金		42,493
	1 基金繰入金	42,493
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		26
	1 預金利子	1
	2 雑収入	25
歳入合計		60,175

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,542
	1 議 会 費	2,542
2 総 務 費		50,437
	1 総 務 管 理 費	50,242
	2 監 査 委 員 費	195
3 処 分 管 理 費		7,096
	1 処 分 管 理 費	7,096
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出	合 計	60,175